

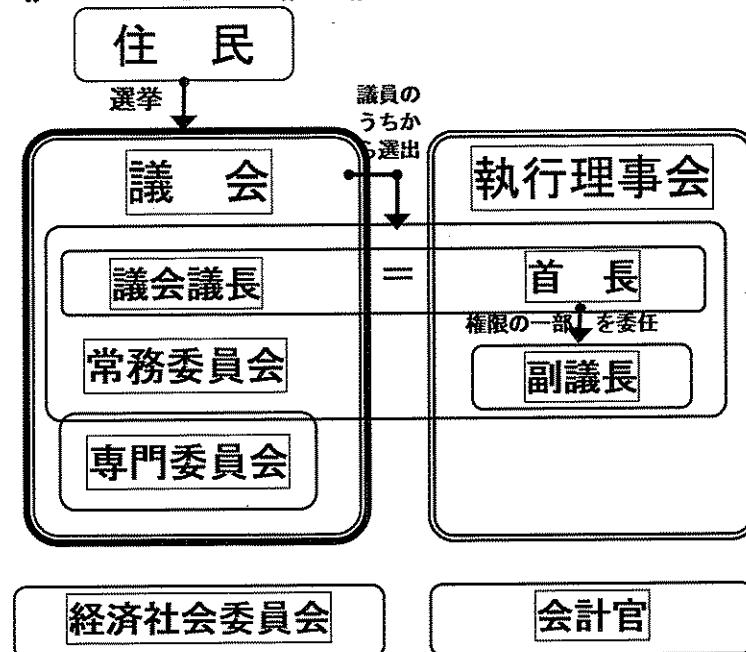
# 諸外国の議決機関と執行機関の関係

【凡例】

- (1) 太二重線枠で囲まれた機関は、議決機関である。
- (2) 細二重線枠で囲まれた機関は、執行機関である。

# フ ラ ン ス

## 《レジオン》《デパルトマン》



比較項目 自治体の種類	基礎自治体 コミューン	広域自治体 デパルトマン レジオン	
	デパルトマン	レジオン	
不信任	なし	なし	なし
再議制度	なし	なし	なし
専決処分	なし	なし	なし
議会の招集権	議長(首長)	議長(首長) (注2)	議長(首長) (注2)
議案の提出権	議長(首長) 及び議員	議長(首長) 及び議員	議長(首長) 及び議員
議決権	予算の採択、税率の決定、財産の取得等、公益事業の創設などを制限列挙(注3)	予算の採択、税率の決定、財産の取得等、公務の創設などを制限列挙(注4)	予算の採択、決算の承認、州税率の決定、州計画の策定・承認、不動産の取得などを制限列挙(注5)

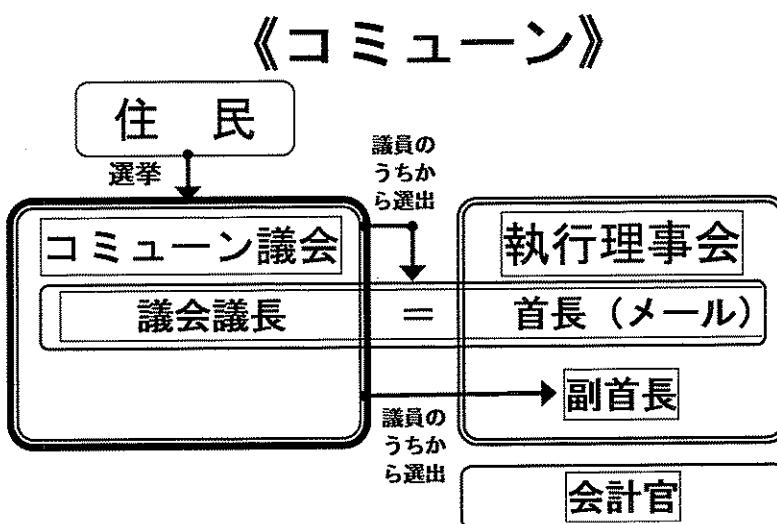
(注1)本資料は、アルザス州、バ・ラン県、コルマール市を例に使用。

(注2)デパルトマンとレジオンについて、議会は議長の発意に基づいて少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。また、議会は常務委員会又は議員の1/3以上の要求、特別な場合はデクレによって開催される。

(注3)コミューン議会の主要な権限には、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等、公益事業の創設及び組織化、公共工事請負契約に関する枠組の決定、コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認、職員の身分規定、食の創設及び廃止がある。

(注4)デパルトマン議会の主要な権限には、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式等の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定、公務の創設・廃止、事業を行う組織の決定、公共工事の計画及び見積りについての決定(所管部局の決定)、経済的・社会的事業への関与の決定、デパルトマンの名において行われる訴訟についての承認がある。

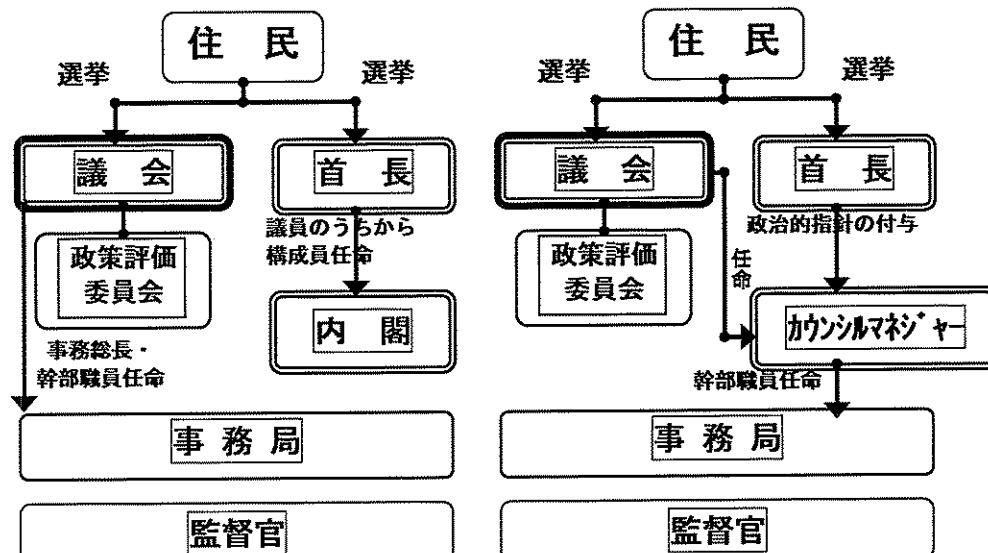
(注5)レジオン議会の主要な権限には、予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組等の決定、州への諮問を義務づけられている事項について審議・意見の陳述、国会計画の策定と遂行への協力、州計画の策定・承認、地方公共投資の調整措置の提案、不動産の取得、譲渡等がある。



# イギリス

## 《カウンティ、ユニタリー及び大都市圏ディストリクト》

①公選首長と内閣制度



(注)監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

(イングランド地方のデータを使用)

②公選首長とカウンシルマネジャー制度

自治体の種類 比較項目	基礎自治体・広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネージャー制度) (注2)
不信任	なし
再議制度	あり (注3)
専決処分	あり (注4)
議会の招集権	監督官 (注5)
議案の提出権	首長 (内閣)、議員 (注6)
議決権	制限列挙 (注7)

(注 1) 議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することで、それ以外については自治体で個別に決定できることとなっているため、自治体毎に異なる。本資料は、ハックニー地区を例に使用。

(注 2) カウンシルマネージャー制度は1市ののみが採用。制度的には公選首長と内閣制度と同様。

(注 3) 内閣が提出した政策・予算が議会で修正・差戻・否決されたときで、議会の決定に関して首長から異議がある場合、書面で監督官に異議を申し立てることが可能。提出後5日以内に議会が開催され、2/3の特別多数決で決定。

(注 4) 緊急時において議決を経ることなく予算流用、政策変更をすることが可能。

(注 5) 形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。

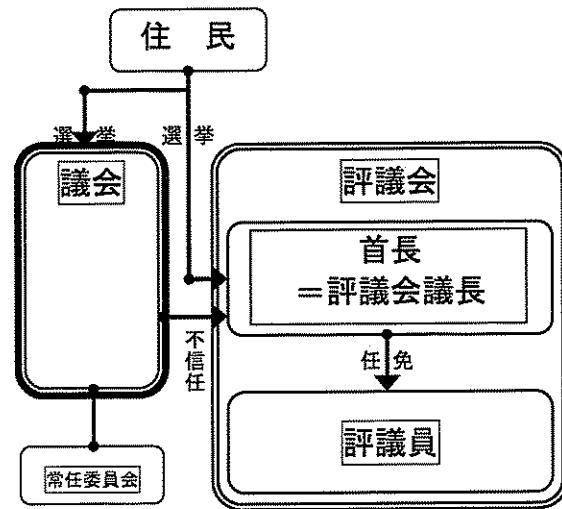
(注 6) 予算や政策の骨格については、首長 (内閣) が提案。議員による動議の権限あり。

(注 7) 基本法典の採択・変更、政策枠組や予算案の承認、執行機関が政策枠組と異なる政策を実施する場合の可否、委員の就任、議員の報酬スキームなどがある。

出典：外務省ホームページ、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、Local Government Digest 2005、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、小林庸至『イギリスにおける戦略的自治体の試み』(野村総合研究所 NRI パブリックマネジメントレビュー 2004.5)

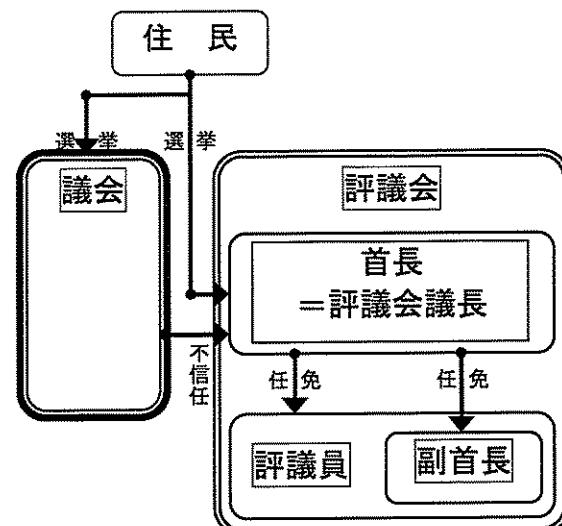
# イタリア

## 《レジオーネ》



比較項目	自治体の種類	基礎自治体	広域自治体
	コムーネ	プロヴィンチア	レジオーネ
不信任	あり (注2)		あり (注2)
再議制度	なし		なし
専決処分	なし		なし
議会の招集権	議長(注3)		議長
議案の提出権	首長、評議会(執行機関)、議員、地区評議員、2,000人以上の住民の署名による発議(注4)	首長、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長、評議会(執行機関)、議員、5,000人以上の住民の署名による発議
議決権	制限列挙(注5)		制限列挙(注6)

## 《プロヴィンチア》《コムーネ》



(注1)選挙制度：コムーネ、プロヴィンチア、レジオーネのいずれにおいても、首長候補者名簿と議員候補者名簿が結合する制度（首長選挙と議員選挙は同時に行われる。）となっているため、多くの場合、議会においては首長と会派を同じくする議員による多数派が形成されることとなる。

(注2)不信任：プロヴィンチア及びコムーネにおいては、首長は、議会において不信任動議が提出され、採択された場合、その任務を停止する（地方自治法典第52条）。不信任動議は、出席議員の5分の2以上の賛成により提出され、不信任理由の陳述の後に、総議員数の過半数によって可決されれば成立する。動議採択後、議会の解散が決定されると同時に、評議会も解散される（地方自治法典第53条）。また、レジオーネにおいては、議会が5分の1以上の議員の署名により首長不信任案を提出し、過半数により当該議案を承認した場合、首長は解任され、議会及び評議会は解散される（憲法第126条）。

(注3)地方自治法典第39条

(注4)コムーネには、地区ごとに地区議会があり、地区議会の代表が地区評議員である。

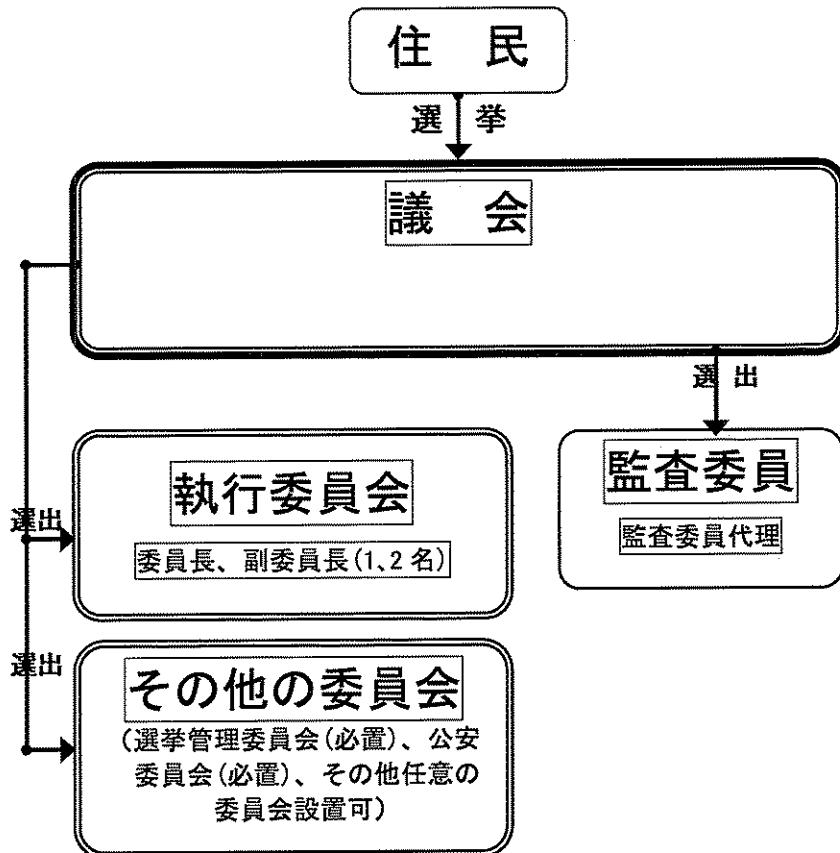
(注5)地方自治法典第42条

(注6)州憲法

# スウェーデン

## 《ランディング》

## 《コミューン》



自治体の種類 比較項目	基礎自治体	広域自治体
	コミューン	ランディング
不信任		
再議制度		
専決処分		
議会の招集権	議長(注2)	
議案の提出権	委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び公営企業の取締役会(注3)	
議決権	制限列挙(列挙事項については、委員会への委任は不可)(注4)	

(注 1) スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

(注 2) 議長は必要と認めれば単独で議会を招集することができる。(地方自治法 5章 7条)

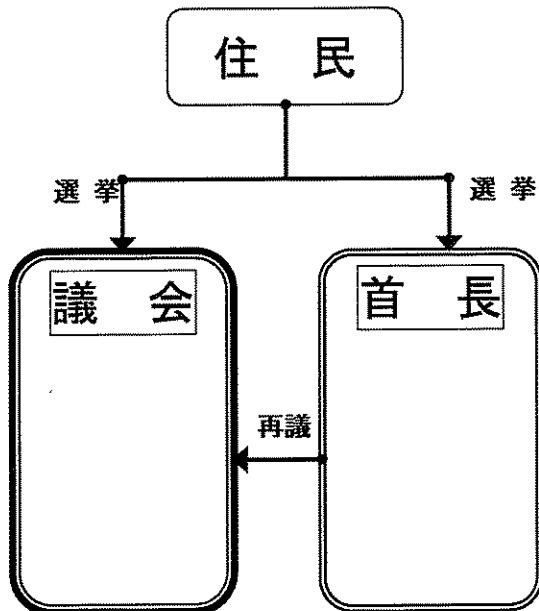
(注 3) 地方自治法 5章 23条。特定の事案について住民投票を行うことに関する議案については、有権者である住民の 5%以上の者により提案することができる。

(注 4) 議決権の列挙事項には、事業の目標と方針、予算、課税その他の重要な財政的課題、専門委員会の組織と活動形態、委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出、監査委員及び監査委員代理の選出、政治的代表者に対する経済的な報酬の基準、各年度の活動報告の承認及び責任解除、住民投票がある。(地方自治法 3章 9条、10条)

出典：外務省ホームページ、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照裁他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

## 《特別市・広域市・道》

## 《市・郡・自治区》



自治体の種類 比較項目	基礎自治体	広域自治体
	市・郡・自治区	特別市・広域市・道
不信任	なし(注1)	
再議制度	あり(注2)	
専決処分	あり(注3)	
議会の招集権	首長又は議長(注4・5)	
議案の提出権	首長及び議員	
議決権	制限列挙(ただし、条例で定めるところにより議会の議決事項追加可能)(注6)	

(注 1) 議長・副議長の不信任の制度あり。議長又は副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行することができないときは、議会（在籍議員の 1/4 以上の発議及び過半数の賛成が必要）は不信任の議決をすることができる。不信任議決があった場合には、当該議長又は副議長はその職を解任される。(地方自治法第 49 条)

(注 2) 議会の議決が越権又は法令違反と認定されるときには、首長は 20 日以内に再議決要求ができる。再議決の結果、在籍議員の過半数が出席し、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成により、再議決案が確定する。(地方自治法 98 条、99 条)

(注 3) 議会の議決事項の中で必要な事項として、住民の生命と財産保護のために緊急に議会を招集する時間的余裕がない場合等一定の場合に首長は専決処分を行うことができる。この場合において、首長は遅滞なく議会に報告して承認を得なければならない。議会の承認を得ることができない場合は、当該専決処分はその時から失効する。(地方自治法 100 条)

(注 4) 定期会：市・道においては、毎年 11 月 20 日に、市・郡及び自治区においては、毎年 11 月 25 日に集会する。ただし、その日が公休日のときは、その翌日に集会する。(地方自治法第 38 条)

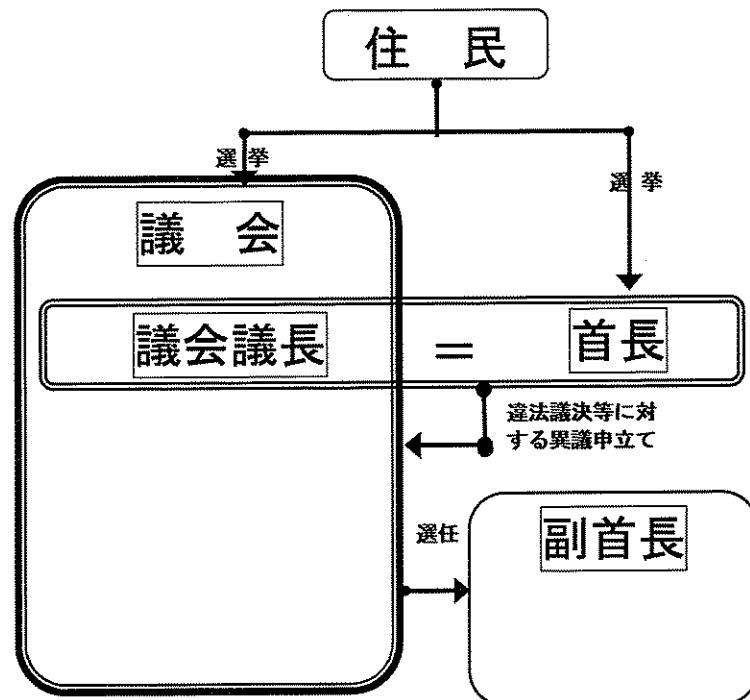
(注 5) 臨時会：議長は議会を招集する。ただし、選挙後最初の議会については、首長が議会を招集する。また、全議員の 1/3 以上の議員又は首長が請求したときは、議長は遅滞なく議会を招集しなければならない。(地方自治法第 39 条)

(注 6) 地方自治法 35 条

出典：自治体国際化協会『韓国の地方自治』(2003.11)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

# ドイツ(1/2)

## 《クライス》 《ゲマインデ》



(南ドイツ評議会制モデル)

自治体の種類 比較項目	基礎自治体	広域自治体
	ゲマインデ	クライス
不信任	なし	
再議制度	あり(注3)	
専決処分	あり(注4)	
議会の招集権	首長(議長)(注5・6)	
議案の提出権	首長(議長)及び全議員の1/4以上の議員(注6)	
議決権	概括的に規定(注7)	

(注1)地方自治体の組織形態は、州憲法、州法(明示されていない場合は、地方自治体の条例)によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデン・ヴュルテンベルク州(以下「BW州」)を例に使用。

(注2)首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

(注3)BW州市町村法43条2項「長は、市町村議会の議決が法律違反であると考える場合には、当該議決に異議を唱えなければならず、議決が当該市町村にとって不利益なものであると考える場合には、当該議決に異議を唱えることができる。意義は、遅滞なく、遅くとも議決から1週間以内に、市町村議会に対して、述べられなければならない。意義は、延期効を有する。同時に、異議に基づき、当該事項について新たに議決するための会議が招集されなければならない。この会議は、最初の会議から3週間以内に行わなければならない。新たな議決も法律に違反すると長が考える場合には、長は、新たに異議を述べるとともに、遅滞なく法監督庁の判断を仰がなければならない。」

(注4)BW州市町村法43条4項「緊急集会まで処理を延ばすことができないような緊急の市町村事務については、長が議会に代わって決定する。緊急決定の理由及び処理の方法については、遅滞なく議会に報告しなければならない。」

(注5)全議員の1/4以上の議員が、特定の議案をもって請求したときは、遅滞なく招集されなければならない。

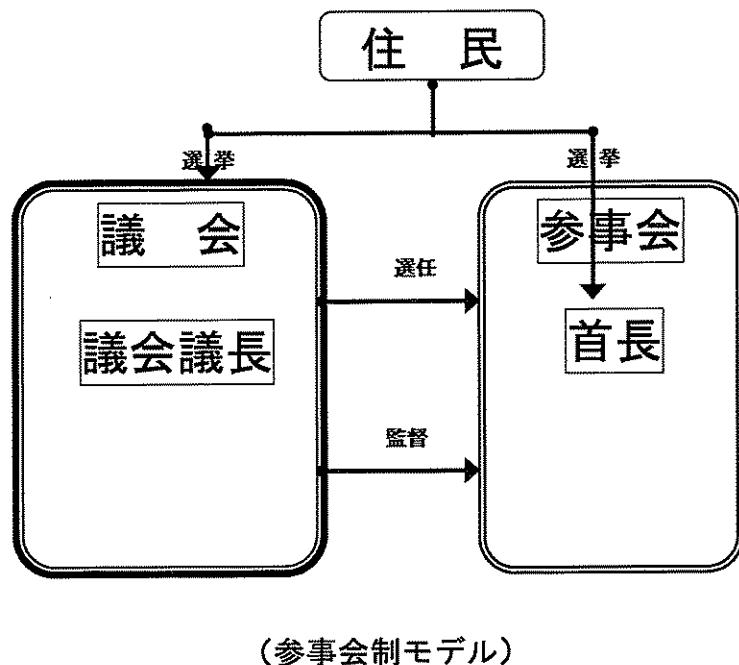
(注6)BW州市町村法34条1項

(注7)BW州市町村法24条1項「議会は住民の代表であり、市町村の主たる機関である。議会は、市町村行政の基礎を確定し、法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委任した場合を除き、市町村のすべての事務について決定する。議会は、自らの議決の施行状況を監視し、市町村行政に不都合な事態が生じた場合は、長にそれを除去させるよう配慮する。」

出典：外務省ホームページ、自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)、連邦統計庁(Statistisches Bundesamt)資料(2003)

# ドイ ツ (2 / 2)

## 《クライス》 《ゲマインデ》



自治体の種類 比較項目	基礎自治体 ゲマインデ
不信任	なし
再議制度	あり(注 2)
専決処分	(注 3)
議会の招集権	首長又は議長(注 4)
議案の提出権	首長及び全議員の 1/4 以上の議員(注 5)
議決権	概括的に規定(注 6)

(注 1) 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とブレーメンハーフェン市（ブレーメン都市州）。

(注 2) 参事会は、議会の違法な議決に対する異議権を有する。（ヘッセン州市町村法 63 条）

(注 3) 首長は、緊急時には、緊急決定権を持つ。なお、首長は当該決定について事後に参事会に説明しなければならない。（ヘッセン州市町村法 70 条）

(注 4) 議長は議会を招集する。ただし、選挙後最初の議会については、首長が議会を招集する。また、全議員の 1/4 以上の議員又は首長（副首長）が、特定の議案をもって請求したときは、遅滞なく招集されなければならない。（ヘッセン州市町村法 56、58 条）

(注 5) (ヘッセン州市町村法 56 条)

(注 6) 法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委任した場合を除き、市町村のすべての事務について決定する。また、委任することができない事項が列挙されている。（ヘッセン州市町村法 50 条、51 条）

出典：外務省ホームページ、自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)、連邦統計庁(Statistisches Bundesamt)資料(2003)、自治総合センター『ドイツ地方行政事情』(1995)